仲裁法等の改正に関する論点の検討 (3) (調停による和解合意に対する執行力の付与について)

(前注) 第1回会議における議論の概要

- 調停による和解合意に執行力を付与することの許容性(正当化根拠)については、 紛争解決の在り方に関する私的自治の保障という観点から、中立的な第三者である調 停人の関与の下で和解合意をした当事者が、和解合意の成立時において、訴訟手続に よることなく調停手続による終局的な紛争解決を選択したものと評価することができ る場合(調停人が関与して和解合意が成立していれば足りるとの考え方や、それに加 え、訴訟手続を経ずに強制執行に服する旨の明示的な合意を要するとの考え方などが あり得る。)には、当該和解合意に執行力を付与することを許容し得るとの考え方が示 された。
- 調停による和解合意に対する執行力の付与を検討するに当たっては、特定の分野におけるニーズに着目することも考えられるところ、特に国際商事の分野においては、和解合意に執行力を付与するニーズが高いとの意見が多数みられた。そして、近時、商事紛争に関する調停により成立した国際的な和解合意について、一定の要件を満たす場合に執行力を付与する規律を設けたシンガポール条約が発効したことに照らし、我が国においても将来的に同条約を締結する可能性を見据え、同条約の規律との整合性に配慮して国内法制を整備する必要があるとの考え方が示され、このような考え方について、特段異論はみられなかった。
- 検討の方向性については、調停による和解合意に対して、裁判所における決定手続によって執行力を付与する規律を設けることを想定しつつ、具体的にどのような要件や手続を設ければ、懸念される弊害をできる限り排除できるかという観点から、個別の論点について検討することが確認された。加えて、対象となる調停の分野ごとに、紛争の特性、当該分野における調停の実情等が異なることから、懸念される弊害の大きさにも違いがあることに鑑み、分野ごとに具体的な規律の在り方は変わり得るのではないかとの考え方が示された。

1 調停の定義に関する規律

調停による和解合意に執行力を付与することとする場合, その対象となる調 停の定義について、次のような規律を設けることとしては、どうか。

【定義】

この法律(注1)において、「調停」とは、その手続の名称や実施の原因にかかわらず、当事者が、一定の法律関係(契約に基づくものであるかどうかを問わない。)に関する民事上の紛争について、当事者に対して紛争の解決を強制する権限を有しない一人又は二人以上の第三者(以下「調停人」という。)の仲介により、和解による解決を試みる手続をいうものとする(注2)。

(注1) 調停による和解合意に執行力を付与することとする場合、その根拠となる法律を 指して「この法律」と記載しているものであり、法制について予断するものではない。 (注2) 行政機関が実施する手続を明示的に除く規律にはしていないが、差し当たり、民間の機関又は私人が実施する手続を念頭に置いている。

(説明)

1 提案の概要

本文1は、執行力を付与する和解合意の基礎となる「調停」の定義について、シンガポール条約第2条第3項及び「国際商事調停及び調停による国際的な和解合意に関するモデル法」(UNCITRALが策定した国際商事調停モデル法を同条約の採択と併せて改正したもの。以下「調停モデル法」という。)第1条第3項を参考にした規律を設けることを提案するものである。

2 前提となる「紛争」の定義

(1) シンガポール条約及び調停モデル法の規定

シンガポール条約は、「調停」について、「用いられている表現や手続実施の原因を問わず、当事者が、当事者に対して紛争の解決を強制する権限を有しない単独又は複数の第三者(調停人)の援助を受けて、紛争の友好的な解決に至るよう試みる手続をいう」と定義し(同条約第2条第3項)、文理上は、法律関係に関する紛争があることを要求していない。

これに対し、調停モデル法は、「調停」について、「調停、あっせん又はその他の類似の意味を持つ表現によると否とを問わず、当事者が(当事者に対して「紛争」の解決を強制する権限を有しない)単独又は複数の第三者(調停人)に対し、契約若しくはその他の法律関係から生じた紛争又はこれと関連する紛争につき、その友好的な解決の試みに対して援助を求める手続をいう」と定義し(調停モデル法第1条第2項及び第3項)、当事者間において法律関係に関する紛争が存在する必要があることが示唆されている。そして、調停モデル法がシンガポール条約の締約国においてその実施法を整備する際の基礎として用いることができるものと位置付けられていることからすれば、調停モデル法にシンガポール条約と矛盾する規律が含まれているとは考え難く、シンガポール条約においても、当事者間に「契約若しくはその他の法律関係から生じた紛争又はこれと関連する紛争」があることが前提となっ

ていると考えられる。

(2) 参考となる国内法の規律

民事調停法は、「調停」の定義について直接の規定を設けてはいないものの、その第1条において、「この法律は、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかない実情に即した解決を図ることを目的とする」と規定し、併せて、同法第2条において、「民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立てをすることができる」と規定している。そうすると、同法における調停手続が開始される時点においては、当事者間に「民事に関する紛争」が生じていることが前提となっているものと考えられる。

また、仲裁法は、仲裁合意について、「既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係(契約に基づくものであるかどうかを問わない。)に関する民事上の紛争」の解決を仲裁人に委ね、かつ、その判断に服する旨の合意と定義し(同法第2条第1項)、併せて、仲裁手続の開始について、一方の当事者が他方の当事者に対し、「特定の民事上の紛争」を仲裁手続に付する旨の通知をした日に開始すると規定している(同法第29条)。そうすると、遅くとも仲裁手続が開始される時点においては、当事者間において、「一定の法律関係に関する特定の民事上の紛争」が存在することが前提となっているものと考えられる。

(3) 小括

本文1は、前記(1)及び(2)を参考に、これらと整合的な規定を整備する観点から、調停の前提となる「紛争」の範囲について、「一定の法律関係(契約に基づくものであるかどうかを問わない。)に関する民事上の紛争」とする規律を設けることを提案するものである(注)。

(注)本文1で提案した規律によると、例えば、当事者間で既に合意が成立している事項に関し、執行力を付与するため、形式的に調停を利用して和解合意を成立させるような事案については、調停の前提となる「紛争」がないとも考え得るが、この点については、引き続き、解釈に委ねられるものと考えられる。

3 「調停人」の資格等

(1) シンガポール条約の規律

シンガポール条約は、「調停人」について、「当事者に対して紛争の解決を強制する権限を有しない単独又は複数の第三者」と規定するのみで(同条約第2条第3項)、 調停人の資格や手続への関与の在り方については、特に規定を設けていない。

(2) 検討

裁判外で行われる調停においては、調停人の選任の方法も含め、当事者の合意に 基づいて手続が進められるため、当事者双方が、紛争解決の手段として調停手続に よることを選択し、当該調停人が関与することを合意しているのであれば、当事者 の手続的意思が反映されているといえ、仮に、そのような前提を欠くような場合には、裁判所による執行決定の手続において、事後的に審査がされることにより手続的正当性を確保することが可能であるから、調停人に何らかの資格等を要求する必要はないとの考え方があり得る。このような考え方を前提にすれば、本文1のように、調停人の資格等につき何ら制限を設けないということになる。

これに対し、シンガポール条約が調停人の資格等につき何ら規定を設けていないのは、当事者間の交渉力の格差が比較的小さく、弁護士を代理人として選任することが多いとの国際商事調停の特性を踏まえたものであり、国際商事以外の分野については、このような特性が当てはまらないとすれば、仮に、国際商事以外の分野においても調停による和解合意に執行力を付与することとした場合には、調停人の資格等につき何らかの規定を設けるということも考え得る。このような考え方を前提にすれば、国際商事以外の分野においては、実体的、手続的正当性を担保する観点から、例えば、調停による和解合意に執行力を付与する対象について、認証紛争解決事業者における調停手続を利用した場合や調停人が一定の資格を有する者である場合に限るとすることが考え得る。

本文1は、シンガポール条約の規律との整合性を重視する観点から、調停人の資格等につき何ら規律を設けないことを提案するものであるが、この点について、どのように考えるか。

2 国際性に関する規律

調停による和解合意に執行力を付与することとする場合, その対象となる和解合意の範囲に関し, 次のような規律を設けるについて, どのように考えるか。

【適用範囲】

甲案

- (1) この法律は、民事上の紛争の解決を目的とする調停において成立し、書面によってされた当事者間の合意(以下「和解合意」という。)について適用するものとする。ただし、和解合意の成立の時において、次に掲げる事由のいずれかがあるときに限るものとする。
 - ① 当事者の全部又は一部が互いに異なる国に営業所を有するとき。
 - ② 当事者の全部又は一部が営業所を有する国が、和解合意に基づく義務の重要な部分の履行地又は和解合意の対象である事項と最も密接な関係がある地と異なるとき。
- (2) 前記(1)の適用において、当事者が二以上の営業所を有するときの営業所とは、和解合意の成立の時において、当事者によって知られていたか又は予期されていた事情に照らして、和解合意によって解決された紛争と最も密接

な関係がある営業所をいい、当事者が営業所を有しないときは、その住所に よるものとする。

乙案

この法律は、民事上の紛争の解決を目的とする調停において成立し、書面に よってされた当事者間の合意(以下「和解合意」という。)について適用す るものとする。

(説明)

1 提案の概要

本文2は、執行力を付与する対象となる和解合意について、シンガポール条約第1条第1項及び第2条第1項を参考に、国際的な性質を有するものに限定する規律(甲案)と、そのような限定をしない規律(乙案)との両案を提案するものである。

2 シンガポール条約の規律

シンガポール条約は、UNCITRALが国際商取引法の漸進的な調和と統一を目的とする国際機関であることのほか、締約国の国内法制に干渉することを避けることから、執行力を付与する対象となる和解合意について、「国際性」を有するものに限定している(同条約第1条第1項)。そして、シンガポール条約は、この「国際性」の要件につき、和解合意の締結時において、①当事者のうち少なくとも二当事者が、異なる国に営業所を有する場合又は②当事者が営業所を有する国が、和解合意に基づく義務の重要な部分が履行される地又は和解合意の対象事項と最も密接な関連を有する地と異なる場合と定義している。

3 「国際性」の要件を設けることの当否

- (1) シンガポール条約は、前記のとおり、条約自体の性質という観点から「国際性」の要件を設けることに合理的な理由が認められるが、国内法においても、同条約と同様、「国際性」の要件を設けるとすれば、「国際性」の有無によって和解合意の執行力の有無に差異を設けることについて、合理的な根拠が必要である。
- (2) まず、我が国の現行法上、執行力を付与する代替手段として、執行証書(民事執行法第22条第5号)、即決和解(民事訴訟法第275条)等を利用する方法があるものの、「国際性」を有する和解合意が締結されるような事案について、これらの代替手段を要求するのは現実的でなく、また、このような事案については、和解合意の内容が任意に履行されなかった場合に改めて提訴することの負担も大きいと考えられることから、「国際性」を有する和解合意に対して執行力を付与する必要性は高いといえる。

また、シンガポール条約が対象とする国際商事の分野における和解合意は、想定 される紛争の性質(一定額以上の商取引に関する紛争)や調停の実情(当事者双方 に代理人弁護士が選任されている)等を踏まえると、和解合意に執行力を付与する ことの弊害が類型的に小さいともいえる。

したがって、調停による和解合意に執行力を付与するとしても、懸念される弊害をできる限り排除するとの観点からすれば、「国際性」の要件を設けることが適当であるとの考え方があり得る。

- (3) これに対し、「国際性」を有する和解合意に対して執行力を付与する必要性が高いことはそのとおりであるとしても、「国際性」を有しない和解合意にも執行力を付与する必要性が高いものはあり得るのであって、そのような和解合意があるとすれば、「国際性」を有しないことを理由に、その和解合意に執行力を否定することは相当でないとも考え得る。また、紛争解決の在り方に関する当事者の意思の尊重、私的自治の保障という観点から調停による和解合意に執行力を付与することを正当化するのであれば、「国際性」を有する和解合意にのみ執行力を付与する規律を設けることに理論的な根拠や区別の合理性を見いだすことができるのかといった疑問も生じ得る。
- (4) 以上を踏まえ、執行力を付与する和解合意に「国際性」の要件を設けることの当 否について、どのように考えるか。

4 「国際性」の規律の内容

仮に、「国際性」の要件を設けることとする場合、その要件を充足するか否かにより執行力の有無という重大な差異を設ける以上、「国際性」の定義、内容につき合理的な規律を設ける必要がある。この点につき、本文2の甲案では、差し当たり、シンガポール条約の規律と同内容の規律を設けることを提案しているが、第1回会議において指摘されたとおり、そのような規律とすることについては、更に検討する必要があると考えられる(注)。シンガポール条約と同内容の規律を前提とすると、国外企業(本店の所在地が執行国の国外であるもの)を親会社に持つ国内企業(本店所在地が執行国の国内であるもの)同士の調停による和解合意については、「国際性」を有する和解合意とは認められないこととなるおそれがある。また、執行国の国内で行われた調停であっても、例えば、調停の当事者が国内企業と国外企業とであれば、当該調停による和解合意が「国際性」を有するとして執行力が付与され得るのに対し、執行国の国外で行われた調停であっても、例えば、当事者が国内企業同士である場合や本店所在地が同一国の国外企業同士である場合などは、当該調停による和解合意が「国際性」を有するものとされず、執行力が付与され得ないことになるところ、このような差異が生じることに合理性があるのかとの疑問も生じ得る。

以上を踏まえ、「国際性」の規律の内容について、どのように考えるか。

(注)参考となる国内法の規律として、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」(昭和61年法律第66号。以下「外弁法」という。)がある。外弁法は本年5月に一部改正がされ、国際調停代理に関する規定が整備された(法務省ウェ

ブサイト参照(http://www.moj.go.jp/housei/gaiben/housei07_00002.html))。外弁法第2条第11号の2は,「国際調停事件」について,民事に関する調停事件(民事に関するあつせん事件を含み、民事上の契約又は取引のうち、その当事者の全部が法人その他の社団若しくは財団又は事業として若しくは事業のために当該民事上の契約若しくは取引の当事者となる個人であるものに関する紛争に係る事件に限る。)のうち、①当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるもの(当事者の全部又は一部の発行済株式(議決権のあるものに限る。)又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。)又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものを含む。)又は②当該紛争に係る民事上の契約又は取引によって生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法(当事者が合意により定めたものに限る。)が日本法以外の法であるものをいうと定義している。

3 商事性に関する規律

調停による和解合意に執行力を付与することとする場合, その対象となる紛争の範囲に関し, 次のような規律を設けることについて, どのように考えるか。

【一定の紛争の適用除外】

この法律は、次に掲げる紛争に関する調停により成立した和解合意について は適用しないものとする。

- ① 消費者(消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定 する消費者をいう。)と事業者(同条第2項に規定する事業者をいう。)と の間の契約に関する民事上の紛争
- ② 個別労働関係紛争(個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成 13年法律第112号)第1条に規定する個別労働関係紛争をいう。)
- ③ 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争

(説明)

1 提案の概要

本文3は、シンガポール条約第1条第2項を参考に、消費者紛争、個別労働関係紛争、人事に関する紛争その他家庭に関する紛争(以下「家事紛争」という。)を適用対象から除外するとの規律を提案するものである。

2 シンガポール条約の規律

シンガポール条約は、「商事」紛争をその適用対象としつつ、①当事者の一方(消費者)が、個人、家族又は家庭用として関与する取引から生じた紛争を解決するために締結したもの、②家族法、相続法又は雇用法に関するものを適用対象から除外してい

る(同条約第1条第1項及び第2項)(注)。同条約にこのような規定が設けられたのは、前記のとおり、UNCITRALが国際商取引法の漸進的な調和と統一を目的とする国際機関であることに加え、商事性を有しない紛争を対象とすると、強制執行の場面において、各国固有の法的な文化や公序とより衝突しやすいことのほか、当事者間の潜在的な力の不均衡や一定の状況における弱者保護の必要性があること、また、特に家事紛争については、ハーグ国際私法会議において関連する条約が作成されていることにも配慮したものであるとされている。

(注)シンガポール条約の規律に倣うのであれば、本文3のように、消費者紛争、個別労働関係紛争、家事紛争を適用除外とする規律を設けるだけでなく、併せて、「商事」に関する紛争を積極的な要件とするという考え方もあり得る。もっとも、同条約には「商事」の内容を定義した規定がなく、調停モデル法においても「『商事』という語は、契約から生じるものであるか否かを問わず、商事的性格を有する全ての関係から生じる事項を包含するよう、広く解釈されなければならない」と注記されるにとどまっていること、また、我が国の国内法における「商事」の用例は多義的であり、ある紛争が「商事」に関する紛争に当たるか否かの判断が必ずしも容易ではないことから、本文3では、差し当たり、「商事」に関する紛争を積極的な要件とはしていない。

3 消費者紛争及び個別労働関係紛争について

第1回会議において指摘されたとおり、調停による和解合意に執行力を付与することにより懸念される弊害は紛争類型によって違いがあり、取り分け、当事者間の潜在的な力の不均衡等が想定される紛争類型においては、一般的に、当事者の真意に基づかない和解合意が成立するおそれが高くなることから、執行力を付与することの正当化根拠を欠くとともに、濫用のおそれも大きくなると考えられる(注1)。したがって、我が国の国内法において、調停による和解合意に執行力を付与することとする場合に、当事者間の潜在的な力の不均衡等が想定される紛争類型について、執行力を付与する対象から除外することには、合理的な根拠があるものと考えられる。そして、一般的に、消費者紛争及び個別労働関係紛争は当事者間の潜在的な力の不均衡等が想定される紛争であることから、和解合意に執行力を付与することについては、慎重な検討が必要であると考えられる。仲裁法において、消費者と事業者との間において生ずる民事上の紛争を対象とする仲裁合意について消費者に無理由解除権を認め(附則第3条)、将来において生ずる個別労働関係紛争を対象とする仲裁合意を無効としている(附則第4条)ことからも、消費者紛争及び個別労働関係紛争について、やはり別段の考慮が必要であると考え得る(注2)。

もっとも,前記のとおり,国際商事以外の分野においては,実体的,手続的正当性 を担保する観点から,調停人の資格等につき別段の規定を設けた上で和解合意に執行 力を付与するとの規律も考え得るところ(前記1の(説明)3参照),このような規律を設けるならば、消費者紛争及び個別労働関係紛争について、懸念される弊害を払拭することができると考えられるか、それとも、調停人の資格等の規律を設けてもなお、これらの紛争の性質上、弊害を払拭することはできず、和解合意に執行力を付与すべきではないと考えるのかについては、別途検討する必要がある。

- (注1) ADR法制定時等の議論においても,弊害のおそれがある紛争類型の例として, 金融業者と消費者との間の紛争が指摘されていた。
- (注2) 仲裁法附則第3条及び第4条は、「将来において生ずる」消費者紛争及び個別労働関係紛争を対象とする「仲裁合意」についての特例であるところ、調停による和解合意が締結される場面は、既に紛争が生じていることが前提となるため、仲裁法が前記のような特例を設けているからといって、直ちに調停による和解合意に執行力を付与する対象から消費者紛争と個別労働関係紛争を除くということにはならないことに留意する必要がある。

4 家事紛争について

調停による和解合意に執行力を付与することとする場合、その対象となる和解合意に「国際性」の要件を設けるか否かについては、前記本文2のとおり両論あり得るものの、前記2の(説明)3で記載したことに加え、国際調停の活性化の観点から、少なくとも「国際性」を有する和解合意は、その対象とすべきであるとの考え方がある。この考え方を前提としつつ、家事紛争を対象に含めるとすると、正に、シンガポール条約が家事紛争を対象から除外した趣旨(各国固有の法的な文化や公序とより衝突が起こりやすいこと)が当てはまるといえることから、家事紛争については、類型的に、執行力を付与する和解合意の対象から除外すべきであるとの考え方があり得る。

他方、和解合意における「国際性」の有無にかかわらず、家事紛争については、消費者紛争や個別労働関係紛争とは異なり、当事者間の潜在的な力の不均衡等が想定される紛争とはいえないとの考え方があり得る。このような考え方を前提とすれば、家事紛争について、消費者紛争や個別労働関係紛争と同様、前記3の理由(当事者間の潜在的な力の不均衡等が想定される紛争類型であること)により、執行力を付与する対象から除外することは相当でないとも考えられる。

なお、家事紛争は、類型的に感情的な対立等を背景とするものが少なくないことから、当事者同士が冷静な判断による真の意思に基づき和解合意の締結に至るよう促すため、調停人の資格等につき別段の規定を設けた上で、和解合意に執行力を付与するとの考え方もあり得る。

5 小括

以上を踏まえ、「商事性」の要件を設けることについて、どのように考えるか。

4 執行受諾文言に関する規律

調停による和解合意に執行力を付与することとする場合, 執行受諾文言に関し、次のような規律を設けることとしては、どうか。

【執行受諾文言】

この法律は、和解合意に債務者が強制執行に服する旨の陳述が記載されている場合に限り、当該和解合意について適用するものとする。

(説明)

1 提案の概要

本文4は、調停による和解合意に執行力を付与することとする場合、執行力の付与を当事者の明示的かつ積極的な意思にかからしめるべきとの観点から、和解合意に債務者が強制執行に服する旨の陳述が記載されている場合に限り、執行力を付与するとの規律を設けることを提案するものである。

2 シンガポール条約の規律

シンガポール条約は、締約国による留保に関し、締約国は「和解合意の当事者が本条約の適用に合意した限りにおいて、本条約を適用すること」を宣言することができると規定している(同条約第8条第1項(b))。そのため、締約国がこの宣言をしている場合には、当事者が和解合意において同条約を適用することを積極的に合意(オプトイン)したときに限り、同条約が適用されることとなる。

他方,シンガポール条約は、「救済を付与すること(執行力の付与又は援用を許すこと)が当該和解合意の文言に反すること」を執行拒否事由の一つとして規定している(同条約第5条第1項(d))。これにより、当事者が和解合意において同条約を適用しないことを明示的に合意(オプトアウト)したときは、同条約は適用されないものとされる。

このように、シンガポール条約は、和解合意の当事者が、明確に同条約の適用を排除した場合を除き、原則として、条約の規律に基づいて執行力が付与されることとする「オプトアウト」の方式と、和解合意の当事者が、同条約の適用を明確に合意した場合に限り、同条約の規律に基づいて執行力が付与されることとする「オプトイン」の方式の両方を定めている。

3 提案の理由

(1) 執行力を付与することの正当化根拠との関係等

執行力を付与することを正当化し得る実質的根拠を当事者間の合意に求めるとするならば、当事者において、紛争解決の手段として調停によることを選択し、その手続により終局的に紛争を解決する旨の合意、すなわち和解合意の内容そのもののみならず、この和解合意に基づく強制執行を受け入れることについても当事者(債務者)の明示的かつ積極的な意思にかからしめることで、より正当性を確保するこ

とができるものと考えられる。

このような考え方は、当事者の合意によって成立する点で調停による和解合意と類似すると考えられる執行証書(民事執行法第22条第5号)について、その成立要件として、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述(執行受諾文言)が記載されていることと、共通するものといえる。

なお、ADR法制定時及び見直し時の議論においては、執行力の付与に消極的な立場から、執行力の存在により利用者を委縮させ、裁判外紛争解決手続の機能を阻害するとの指摘がされていた。しかしながら、この点については、本文4で提案する執行受諾文言の記載を要件とすることにより、執行力の付与を当事者の選択に委ねることとなるため、執行力の有無について当事者に選択の機会を与えることが可能となり、前記の懸念を払拭することができるとも考え得る。

(2) シンガポール条約に基づくオプトインの留保との関係

前記のとおり、シンガポール条約の締約国は、同条約第8条第1項(b)に基づき、オプトインの留保を宣言することができるところ、この宣言がされた場合、和解合意の当事者において、同条約の規律に基づく和解合意に対する執行力の付与を求めるのであれば、同条約の全ての規律が適用されることに同意すること(オプトインの合意)が必要となる。他方、本文4で提案する執行受諾文言は、当事者(債務者)が当該和解合意に基づく強制執行を受け入れることに同意しているにすぎず、和解合意をした各当事者において、和解合意の締結時に、シンガポール条約の全ての規律を想定し、同条約が適用されることを明確に同意したとまでいえるかについては疑問が残ることから、オプトインの合意と執行受諾の意思表示とは、完全に一致するものではないと考えられる。もっとも、シンガポール条約は、調停による和解合意に対する執行力の付与について共通の枠組みを設けることを主たる目的とするものであるから、執行受諾の意思表示は、オプトインの合意とその本質を同じくするものであると考え得る。

本部会は、シンガポール条約の締結の是非について調査審議を行うものではないが、仮に、我が国がシンガポール条約を締結するに当たり、同条約第8条第1項(b) に基づくオプトインの留保を宣言する場合には、前記の考え方を踏まえ、オプトインの合意に関する規律の要否等が検討されることとなると考えられる。

(3) 小括

以上を踏まえ、本文4は、和解合意に執行受諾文言が記載されている場合に限り、 執行力を付与するとの規律を設けることを提案するものである。

5 裁判上の和解等との関係に関する規律

調停による和解合意に執行力を付与することとする場合. 裁判上の和解等と

の関係に関し、次のような規律を設けることとしては、どうか。

【一定の和解合意の適用除外】

この法律は、次に掲げる和解合意には適用しないものとする。

- ① 裁判所により認可され又は裁判所の手続において成立した和解合意であって、その裁判所の属する国でこれに基づいて強制執行をすることができるもの。
- ② 仲裁判断としての効力を有する和解合意であって、これに基づいて強制 執行をすることができるもの。

(説明)

1 提案の概要

本文5は、シンガポール条約第1条第3項を参考に、裁判上の和解や仲裁判断としての効力を有する和解合意を適用対象から除外するとの規律を設けることを提案するものである。

2 シンガポール条約の規律

シンガポール条約は、①裁判所により承認され又は手続係属中に裁判所の面前で締結された和解合意であって、その裁判所の国で裁判として執行可能なもの、②仲裁判断として記録された和解合意であって、執行可能なものを適用対象から除外している(同条約第1条第3項)。同条約にこのような規定が設けられたのは、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約)やハーグ国際私法会議において作成された「管轄合意に関する条約(仮訳)」など他の条約との抵触を避けるためであるとされている。

3 参考となる国内法の規律

まず、裁判所における手続に関するものとして、民事訴訟手続において当事者間に 裁判上の和解が成立した場合には和解調書の記載が確定判決と同一の効力を有すると され(民事訴訟法第267条)、民事調停手続において当事者間に合意が成立した場合 には調停調書の記載が裁判上の和解と同一の効力を有するとされている(民事調停法 第16条)。また、家事事件手続において当事者間に合意が成立した場合には調停調書 の記載が確定判決と同一の効力を有するとされている(家事事件手続法第268条第 1項)。そして、これらの和解調書及び調停調書は、強制執行の開始に必要な債務名義 とされている(民事執行法第22条第7号)。他方、外国裁判所における裁判上の和解 については、我が国において、それに基づく強制執行を認める規律は存しない。

次に、仲裁手続に関するものとしては、仲裁手続の進行中において、仲裁手続に付された民事上の紛争について当事者間に和解が成立したときは、当事者双方の申立てにより、仲裁廷が当該和解における合意を内容とする決定をすることができ、この決定は仲裁判断としての効力を有するとされている(仲裁法第38条第1項及び第2項)。

そして、仲裁判断は、仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わず、我が国における仲裁判断の執行手続を経ることにより、確定した執行決定のある仲裁判断に基づき、強制執行をすることができるとされている(同法第45条及び第46条、民事執行法第22条第6号の2)。

4 提案の理由

前記のとおり、我が国の裁判所における手続又は仲裁手続(仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。)における当事者間の和解ないし合意は、現行法制上の既存の枠組みの下で、これに基づく強制執行をすることができるものであり、今般の新たな枠組みの対象とする必要がないものといえる。他方、外国裁判所における裁判上の和解については、既存の枠組みの下では、これに基づく強制執行は認められていないものの、裁判外の調停とは異なり、外国裁判所の裁判権、管轄権との関連で別途の議論が必要であることから、今般の新たな枠組みによって執行力を付与し得るものの対象に直ちに取り込むことには、なお慎重な検討を要するものと考えられる。

そこで、本文5は、裁判上の和解(これと同一の効力を有するものを含む。)や仲裁 判断としての効力を有する和解合意について、執行力を付与する和解合意の対象から 除外するとの規律を設けることを提案するものである。

6 書面性等に関する規律

調停による和解合意に執行力を付与することとする場合, 和解合意の書面性 等に関し、次のような規律を設けることとしては、どうか。

【書面によってされた和解合意】

- (1) 和解合意は、その内容が何らかの方式で記録されているときは、書面によってされたものとする。
- (2) 和解合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によってされたときは、その和解合意は、書面によってされたものとする。
- (3) 電磁的記録については、当事者又は調停人の同一性を確認し、当該電磁的 記録に含まれる情報に関する当事者又は調停人の意思を明らかにする方法 が使用されており、かつ、その方法が、関連する合意を含むあらゆる事情に 照らして、当該電磁的記録の作成又は伝達のために適切であると信頼するこ とのできるものであるか又は上記の機能を事実上満たすと認められるとき に、当該和解合意は当事者又は調停人によって署名されたものとする。

(説明)

1 提案の概要

本文6は、シンガポール条約第2条第2項及び第4条第2項を参考に、和解合意の「書面性」及び「署名」の要件に関する規律を設けることを提案するものである。

2 シンガポール条約の規律

シンガポール条約においては、調停による和解合意は「書面」によってされたものでなければならず(同条約第1条第1項及び第2条第2項)、また、和解合意の当事者が権限機関に執行を申し立てる際には、当事者全員(及び調停人)により「署名」された和解合意(の「書面」)を提出するものと規定している(同条約第4条第1項)。そして、同条約は、この「書面性」の要件について、和解合意の内容が何らかの形式で記録されている場合には「書面」によってされたものであると認め、また、事後的にアクセスして参照することができる情報として含まれている場合には、電子的通信によっても「書面性」の要件が充足されると規定している(同条約第2条第2項)。さらに、同条約は、「署名」の要件について、和解合意が電子的通信によってされた場合には、①当事者又は調停人の同一性を確認し、当該電子的通信内の情報に関する当事者又は調停人の意思を明らかにする方法が用いられており、かつ、②その方法が、関連する合意を含む全ての状況を考慮して、作成又は通信という目的において適切であると信頼することができるものであるか又は上記①の機能を実際上満たしていることが、それ自体あるいは他の証拠と併せて明らかになる場合には、「署名」されたものと認められると規定している(同条約第4条第2項)。

3 仲裁法の規律

仲裁法においては、仲裁合意は「書面」によってしなければならないとされ(同法第13条第2項)、仲裁合意が電磁的記録によってされたときは、当該仲裁合意は「書面によってされたものとみなす」とされている(同条第4項)。また、第2回会議において、仲裁合意の「書面性」に関する規律について、改正モデル法の規律に明確に対応させるため、現行の仲裁法第13条を改正し、新たに、「仲裁合意は、その内容が何らかの方式で記録されているときは、仲裁合意が口頭、行為又はその他の方法により締結されたとしても、書面によるものとする。」との規律を設けることが提案され、この点について特段異論はみられなかった。

また、仲裁法では、仲裁判断をするには、仲裁判断書の作成が必要であり、これに 仲裁判断をした仲裁人が署名しなければならないとされ(同法第39条第1項)、仲裁 判断に基づいて執行決定を求める申立てをするときには、仲裁判断書の写しを提出す ることが必要とされている(同法第46条第1項及び第2項)。

4 提案の理由

調停による和解合意に基づく強制執行を許すに当たっては、当該和解合意の内容が 明確になっている必要があることから、和解合意が何らかの方式で記録されているこ とが必要であると考えられる。また、調停による和解合意に執行力を付与するために は、当該和解合意の成立に至る正当性が担保されている必要があるところ、当事者及び調停人の署名を要求することにより、当事者及び調停人において、和解内容を十分に理解した上、慎重さをもって合意に至ったとの実体的、手続的正当性を担保するものとなると考えられる。そして、このような趣旨からすれば、本文 6(2)及び(3)の規律を満たす電磁的記録であれば、「書面性」及び「署名」の要件を満たすものということができ、かつ、調停の手続については、その柔軟性から、当事者のニーズに合わせてIT機器等を用いた運用上の工夫がされていることから、このような調停実務にも対応し得るよう、電磁的記録による和解合意を可能とする規律を設けることが望ましいと考えられる。

以上を踏まえ、和解合意の書面性等に関し、仲裁法の規定も参考にしつつ、本文6 のような規律を設けることを提案するものである。

7 和解合意の執行に関する規律

調停による和解合意に執行力を付与することとする場合, 和解合意の執行に 関し、次のような規律を設けることとしては、どうか。

【和解合意の執行決定】

- (1) 和解合意に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定(和解合意に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。)を求める申立てをすることができる。
- (2) 前記(1)の申立てをするときは、当事者全員により署名された和解合意、当該和解合意が調停により成立したものであることを証明するもの(当該和解合意における調停人の署名、調停人が署名した証明書、調停を実施した機関による証明書その他裁判所が相当と認めるものをいう。)及び和解合意(日本語で作成されたものを除く。)の日本語による翻訳文を提出しなければならない。
- (3) 前記(1)の申立てを受けた裁判所は、当該和解合意に関する他の申立てが他の裁判所、仲裁廷又はその他の権限ある機関に対してもされており、それが前記(1)の申立てに影響を及ぼし得る場合において、必要があると認めるときは、前記(1)の申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、前記(1)の申立てをした者の申立てにより、他の当事者に対し、担保を立てるべきことを命ずることができる。
- (4) 前記(1)の申立てに係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。
 - ① 当事者が合意により定めた地方裁判所
 - ② 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所
 - ③ 請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管

轄する地方裁判所

- (5) 前記(4)の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあった裁判所が管轄する。
- (6) 裁判所は、前記(1)の申立てに係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。
- (7) 裁判所は、前記(1)の申立てに係る事件がその管轄に属する場合において も、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一 部を他の管轄裁判所に移送することができる。
- (8) 前記(1)の申立てに係る事件についての前記(6)又は前記(7)の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- (9) 裁判所は、後記8の規定により前記(1)の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない。
- (10) 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、前記(1)の申立てについての決定をすることができない。
- (11) 前記(1)の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(説明)

1 提案の概要

本文7は、調停による和解合意に執行力を付与するための規律として、シンガポール条約第4条第1項及び第3項並びに第6条を参考に、仲裁判断と同様、裁判所による執行決定の手続を必要とする規律を設けることを提案するものである。

なお、本文 7(2)及び(4)の規律については、部会資料 3-2 の第 1 の 1 及び 2 に係る検討課題とも密接に関連するため、その検討結果によって規律の実質が変わり得るものであるが、差し当たり、仲裁法第 4 6 条第 2 項及び第 4 項に倣った規律を提案するものである。

2 シンガポール条約の規律

シンガポール条約においては、調停による和解合意の執行手続について、申立人が、 執行国の権限機関に対し、当事者全員により署名された和解合意及び当該和解合意が 調停から生じたものであることを証明するものを提出しなければならないとされてい る(同条約第4条第1項)。そして、和解合意が執行国の公用語で記載されていない場 合には、権限機関は、申立人に対し、公用語による翻訳文の提出を求めることができ るとされている(同条第3項)。また、和解合意に関する申立て又は請求が、同条約第 4条に基づいて請求された救済(執行又は援用)に影響を及ぼし得る裁判所、仲裁廷 又はその他の権限機関に対しても並行してされている場合は、当該救済が請求されて いる締約国の権限機関は、適当と認めるときは、決定を延期することができ、また、 当事者の申立てがあるときは、他の当事者に相当な担保の提供を命じることができる とされている(同条約第6条)。

3 仲裁法の規律

仲裁法においては、仲裁判断に基づいて強制執行をしようとする申立人は、裁判所に対し、執行決定(仲裁判断に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。)を求める申立をすることが必要であり(同法第46条第1項)、その申立てに当たっては、仲裁判断書の写し、当該写しの内容が仲裁判断書と同一であることを証明する文書及び仲裁判断書(日本語で作成されたものを除く。)の日本語による翻訳文を提出しなければならないとされている(同条第2項)。また、並行する手続があった場合についても規定があり、仲裁判断の執行決定の申立てを受けた裁判所は、同法第45条第2項第7号に規定する裁判機関(仲裁地が属する国(仲裁手続に適用された法令が仲裁地が属する国以外の国の法令である場合にあっては、当該国)の裁判機関)に対して仲裁判断の取消し又はその効力の停止を求める申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、執行決定の申立てに係る手続を中止することができ、この場合において、裁判所は、執行決定の申立てをした者の申立てにより、他の当事者に対し、担保を立てるべきことを命ずることができるとされている(同法第46条第3項)。

4 提案の理由

調停による和解合意に執行力を付与することを正当化し得る実質的根拠を当事者間の合意に求めるとするならば、和解合意が当事者の真意に基づくものと評価することができない場合には、当該和解合意に基づく強制執行を許すべきではないといえる。また、強制執行を行うことは国家機関が強制的に権利を実現することを意味することに鑑み、調停による和解合意の内容(実体的正当性)及びその成立に至る手続(手続的正当性)に照らし、我が国における強制執行を認めることが相当でないと認められる場合には、その強制執行を許すべきではないと考えられる。そこで、調停による和解合意に基づく強制執行を許すべきでない事由の有無について、裁判所の審査に委ねることが相当であるとの観点から、その強制執行を許すためには、裁判所による執行決定を要するものと考えられる。

また、ADR法制定時及び見直し時の議論においては、調停による和解合意に執行力を付与することに消極的な立場から、和解合意の内容の適切性、妥当性を確保するための仕組みが必要不可欠であるとの指摘がされていたところ、本文7のとおり、裁判所による執行決定を要することとし、併せて、後記本文8のような執行拒否事由についての規律を設けることにより、その手続を通して、適切かつ妥当な内容の和解合意に執行力が付与されるものと期待することができることから、上記の懸念を払拭することができるものと考え得る。

以上を踏まえ、本文7は、調停による和解合意に執行力を付与するための規律として、仲裁判断の執行決定についての規律を参考に、裁判所による執行決定の手続に関する規律を設けることを提案するものである。

8 執行拒否事由に関する規律

調停による和解合意に執行力を付与することとする場合,和解合意の執行拒 否事由について、次のような規律を設けることとしては、どうか。

【和解合意の執行拒否事由】

裁判所は、前記 7(1)の申立てがあった場合において、次に掲げる事由のいずれかがある場合(①から⑨までに掲げる事由にあっては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。)に限り、当該申立てを却下することができる。

- ① 和解合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。
- ② 和解合意が、当事者が合意により和解合意に適用すべきものとして有効に指定した法令(当該指定がないときは、裁判所が和解合意について適用すべきものと判断する法令)によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、無効であるか、失効しているか、又は履行不能であること。
- ③ 和解合意が、それ自体の文言によれば、拘束力がないか、又は終局性がないこと。
- ④ 和解合意が、事後的に変更されたこと。
- ⑤ 和解合意に基づく義務が履行されたこと。
- ⑥ 和解合意に基づく義務が明確でないか、又は理解することができないこと。
- ⑦ 和解合意に基づく民事執行が当該和解合意の文言に反すること。
- ⑧ 調停人に、調停人又は調停に適用される規範に対する重大な違反があり、 当該違反がなければ当事者が和解合意をするに至らなかったこと。
- ⑨ 調停人が、調停人の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある 事実を当事者に開示せず、当該不開示による重大又は不当な影響がなけれ ば当事者が和解合意をするに至らなかったこと。
- ⑩ 和解合意に基づく民事執行が、日本における公の秩序又は善良の風俗に 反すること。
- ① 和解合意の対象である事項が、日本の法令によれば、和解合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。

(説明)

1 提案の概要

本文8は、シンガポール条約第5条を参考に、仲裁判断の執行決定の手続における 執行拒否事由と同様、調停による和解合意の執行決定の手続において、裁判所が執行 を拒否することができる事由についての規律を設けることを提案するものである。

2 総論

シンガポール条約第5条は、調停による和解合意の執行拒否事由について定めている。そこで、本文8では、調停による和解合意の執行拒否事由について、仲裁判断の執行拒否事由の規律を参照しつつ、シンガポール条約の規律と同内容の規律を設け、裁判所は、執行拒否事由のいずれかがあると認める場合を除き、執行決定をしなければならないものとすることを提案するものである。

シンガポール条約第5条は、執行拒否事由のうち、当事者による証明を要するもの (同条第1項) と裁判所による職権調査事項とするもの(同条第2項) とを区別して いることから、本文8においても、前者(本文8①から⑨までに掲げる事由)と後者 (同⑩及び⑪に掲げる事由)とを区別している。

また、シンガポール条約第5条第1項及び第2項は、同項所定の執行拒否事由が認められる場合、権限機関が執行を拒否することができる(may refuse)と定めていることから、本文8においても、裁判所は、当該申立てを「却下することができる」ものとし、執行拒否事由が認められる場合であっても、当該執行拒否事由の性質等を踏まえ、裁判所の裁量により執行決定の申立てを却下しないこととする余地を認めることとしている。なお、同条約第5条における執行拒否事由の性質については、例示列挙ではなく、限定列挙であると解されている。

3 本文8①及び②について

我が国の国際私法によりその当事者に適用される法令によれば、当事者の行為能力が制限されている場合(本文8①)や、当事者が合意により和解合意に適用すべきものとして有効に指定した法令又はそのような指定がないときは我が国の国際私法により当該和解合意に適用される法令によれば、当該和解合意に当事者の行為能力の制限以外の事由(例えば、和解合意に至る意思表示に詐欺や錯誤があった場合)がある場合(本文8②)には、当該和解合意がもはや効力を有しないか、実質的に執行力を付与する意味が失われているものと考えられることから、本文8においては、これらを執行拒否事由とすることを提案するものである。

4 本文8③, ④及び⑤について

我が国の国際私法により当該和解合意に適用される法令によれば、当該和解合意の 文言自体から拘束力がないか又は終局性がないと認められる場合(本文8③)には、 追って最終的な和解合意がされることが予定されており、中間的な和解合意に執行力 を付与する正当性があるとはいい難い。

また、我が国の国際私法により当該和解合意に適用される法令によれば、当該和解

合意が事後的に変更されたと認められる場合(本文8④)や、当該和解合意に基づく 義務が既に履行されている場合(本文8⑤)には、執行決定時点においては、当事者 間の実体的な権利義務関係に変動が生じていることから、もはや当該和解合意に執行 力を付与する正当性は失われているものと考えられる。

以上を踏まえ、本文8においては、これらを執行拒否事由とすることを提案するものである。

5 本文8⑥について

我が国の国際私法により当該和解合意に適用される法令によれば、当該和解合意に 基づく義務が明確でないか又は理解することができないと認められる場合には、執行 が許される範囲が曖昧になり、債務者が不当な民事執行を受ける危険にさらされるお それがあると考えられる。また、執行決定をする裁判所が、執行の対象となる範囲を 特定することができず、執行不能の状況に陥るおそれも考えられる。そこで、本文8 においては、これらを執行拒否事由とすることを提案するものである。

6 本文8⑦について

我が国の国際私法により当該和解合意に適用される法令によれば、当該和解合意が、 その文言に照らして民事執行をすることができないものであると認められる場合(例 えば、和解合意において、当該和解合意に基づく強制執行をすることはできないとの 文言がある場合)には、当該和解合意に執行力を付与する正当性を欠いているものと 考えられることから、本文8においては、これを執行拒否事由とすることを提案する ものである。

7 本文88及び9について

調停人又は調停に適用される規範に重大な違反があり、当該違反がなければ当事者が和解合意をするに至らなかった場合(本文8®)や、調停人がその公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事情を開示せず、当該不開示による重大又は不当な影響がなければ当事者が和解合意をするに至らなかった場合(本文8®)には、当該和解合意に執行力を付与する正当性を欠いているものと考えられることから、本文8においては、これらを執行拒否事由とすることを提案するものである。

8 本文8⑩及び⑪について

調停による和解合意は、様々な内容のものが、様々な手続を経て成立していることが想定されるところ、その和解合意の内容又は和解合意に至る手続が日本の公序良俗に反する場合(本文8⑩)や、和解合意の対象である事項が、日本の法令上、和解合意の対象とすることができない紛争に関するものである場合(本文8⑪)には、日本における強制執行を許すことは相当でないと考えられる。なお、仲裁法においても同様の規定があり、仲裁判断の内容が、日本の法令上、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関する申立てであること、日本における公序良俗に反することを、それ

ぞれ執行拒否事由としている(同法第45条第2項第8号及び第9号)。

以上を踏まえ、本文8においては、これらを執行拒否事由とすることを提案するものである。

9 和解合意の援用に関する規律

調停による和解合意に執行力を付与することとする場合,和解合意の援用については、特に規律を設けないこととしては、どうか。

(説明)

1 提案の概要

本文9は、シンガポール条約第3条第2項(調停による和解合意の「援用」)に対応する規律を設けないことを提案するものである。

2 シンガポール条約の規定

シンガポール条約は、当事者が、既に和解合意により解決したと主張する事項に関して紛争が生じた場合、締約国は、当事者に対して、その事項が既に解決済みであることを証明するために、その国の手続準則に従い、かつ、本条約に定められた条件に従って和解合意を援用することを許さなければならないと規定している(同条約第3条第2項)。そして、和解合意を援用するための要件について、和解合意の執行のための要件と共通の規律を設けている(同条約第4条及び第5条)。

同条約に規定された「援用する (invoke)」(注)とは、当該事項が調停による和解合意により解決済みであることを証明するために、当事者が当該和解合意の準拠法上の効果を主張し、権限機関がそのような法的効果を認めることを意味するものであると考えられる。そうすると、援用したことの効果として、締約国の権限機関は、調停による和解合意により解決された個別の事項について、改めて訴訟が提起された場合には、当該和解合意が存在することを根拠に、当該事項は調停による和解合意により解決済みであるとして、当該訴訟を却下又は棄却することができると考えられる。そして、援用にも拒否事由の規定(同条約第5条)が適用されることから、当事者が調停による和解合意を援用したとしても、締約国の権限機関が、拒否事由該当性を判断し、援用を拒否する場合があるといえる。

(注)シンガポール条約において、「承認」(recognition)とは異なる「援用」(invoke)の概念が設けられた経緯については、主として大陸法系の国々から、「承認」は既判力と強く結び付いた概念であり、既判力は裁判所の判決など国家の行為から生じた事項に限って用いられるべきである旨の主張がされ、英米法系の国々との間で意見が対立したため、妥協策として、「承認」の文言を用いることなくその機能を表現することにしたものであるとされている。

3 提案の理由

前記のようなシンガポール条約における援用の意義,効果を前提とすると,我が国の現行法制下において,既に,調停による和解合意の援用が作用する場面は想定されていると考えられる。つまり,当事者間において何らかの紛争が生じ,当該紛争について調停による和解合意が成立した後,一方当事者が訴訟を提起した場合,当該訴訟の中で,相手方当事者から,当該紛争については既に和解合意が成立していることが抗弁として主張され,裁判所により当該事実が認定された場合には,我が国の手続規則及び当該和解合意の準拠法上の効果に従い,当該訴訟は却下又は棄却される。これに対しては,更に再抗弁が主張されることが想定される(注)。

そうすると、シンガポール条約においては、調停による和解合意の援用に関する規律が設けられているものの、シンガポール条約が想定する「援用」については、現行法の枠内において、和解合意の効果を覆滅させるものとして主張することができるものと考えられることから、調停による和解合意に執行力を付与することとしても、特段の法整備を行うまでの必要はないものと考えられる。

(注) 再抗弁として認められ得る事由の範囲は、シンガポール条約に規定された権限機 関が援用を拒否できる事由の範囲を超えることはないものと考えられる。